

# 市税概要

平成24年度



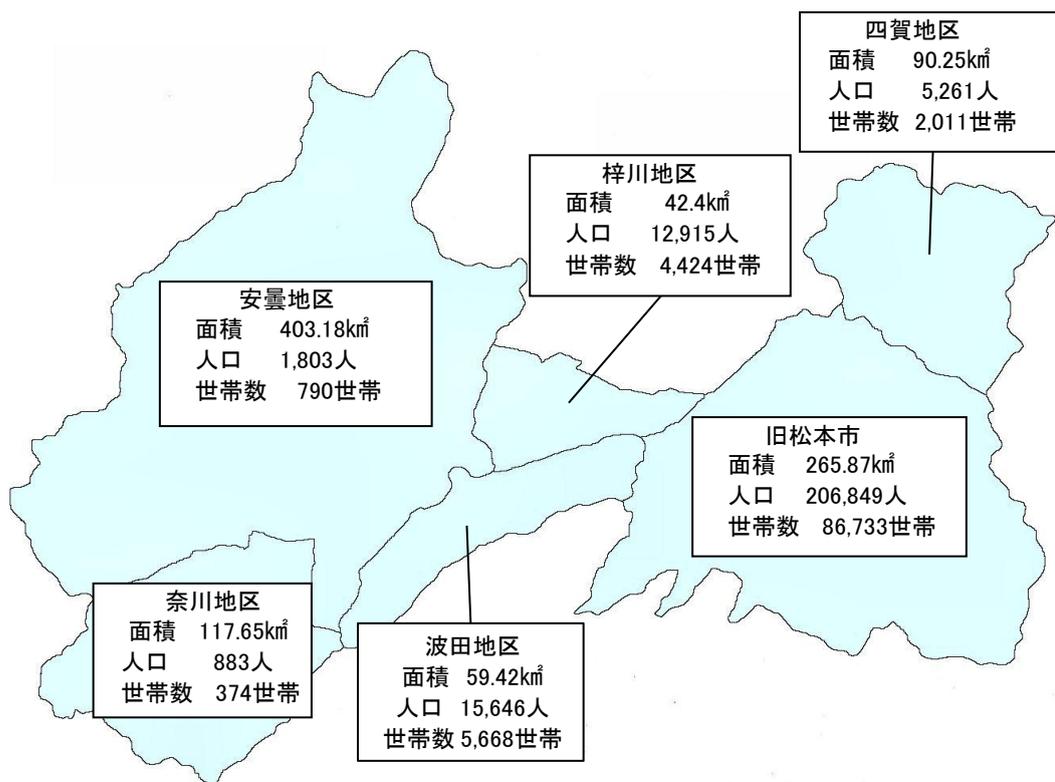
松 本 市

# はじめに

平成17年4月1日、松本市は四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と平成22年3月31日東筑摩郡波田町と合併し新松本市が一步を踏み出しました。  
人口は243,357人、面積は978.77km<sup>2</sup>で広さは県下最大です。

## 松本市の人口(平成24年4月1日現在)

面積 978.77 km<sup>2</sup>  
人口 243,357人



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	0歳~14歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	101,516	105,333	29,376	128,320	49,153	206,849
四賀地区	2,555	2,706	451	2,945	1,865	5,261
安曇地区	899	904	160	1,072	571	1,803
奈川地区	409	474	79	448	356	883
梓川地区	6,295	6,620	2,195	7,800	2,920	12,915
波田地区	7,638	8,008	2,275	9,529	3,842	15,646
合計	119,312	124,045	34,536	150,114	58,707	243,357

# 目 次

## I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

## II 市税総括

1	24年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	23年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

## III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	24年度課税状況調（当初）	14
5	24年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

## IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

## V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	口座振替納付の状況調	31
12	市税の徴収に要する経費	32
13	証明・閲覧に関する調	33

## VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

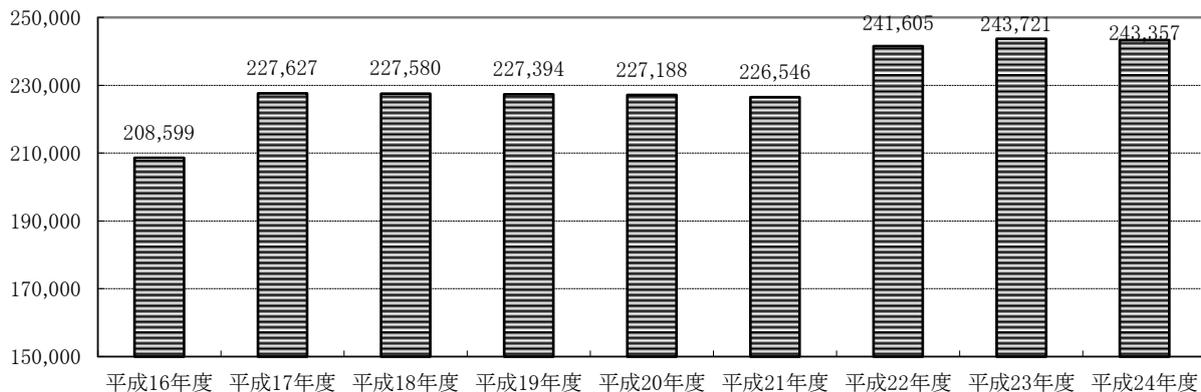
# I 市の概要

## 1 人口・世帯の推移

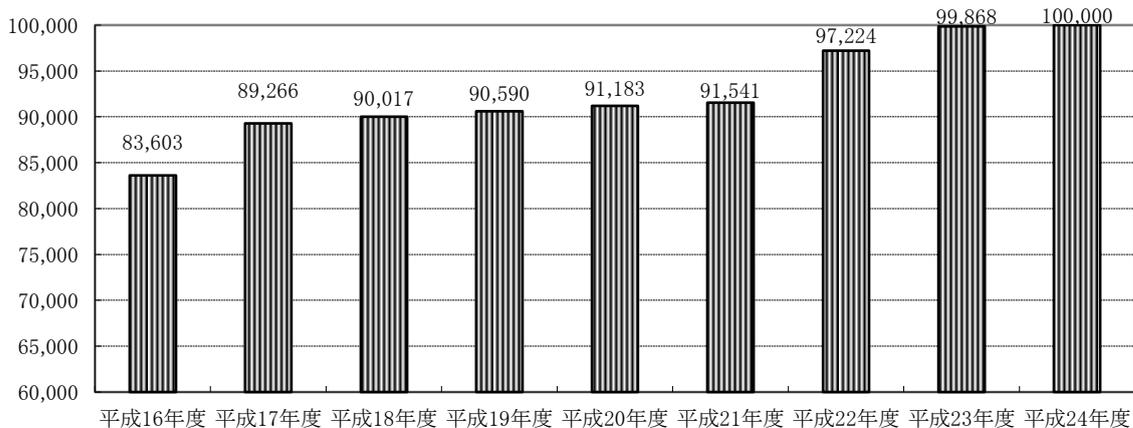
面積（合併前） 919.35K<sup>m</sup><sup>2</sup>  
 （合併後） 978.77K<sup>m</sup><sup>2</sup>

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1K <sup>m</sup> <sup>2</sup> 当たり)
		男	女	計		
平成16年度	83,603	103,151	105,448	208,599	2.5	785
平成17年度	89,266	112,083	115,544	227,627	2.6	248
平成18年度	90,017	112,056	115,524	227,580	2.5	248
平成19年度	90,590	111,891	115,503	227,394	2.5	247
平成20年度	91,183	111,839	115,349	227,188	2.5	247
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	97,224	118,668	122,937	241,605	2.5	247
平成23年度	99,868	119,463	124,258	243,721	2.4	249
平成24年度	100,000	119,312	124,045	243,357	2.4	249

#REF!



### 【人 口】



### 【世 帯】

## 2 市の予算と決算

### (1) 平成24年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	84,930,000	100.0	合 計	84,930,000	100.0
1 市 税	34,114,000	40.2	1 議 会 費	493,460	0.6
2 地 方 譲 与 税	870,500	1.0	2 総 務 費	8,605,700	10.1
3 利 子 割 交 付 金	107,000	0.1	3 民 生 費	28,202,360	33.2
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,667,000	3.1	4 衛 生 費	5,877,150	6.9
5 ゴルフ場利用税交付金	35,000	0.0	5 労 働 費	703,100	0.8
6 自動車取得税交付金	197,000	0.2	6 農 林 水 産 業 費	2,191,500	2.6
7 配 当 割 交 付 金	47,000	0.1	7 商 工 費	5,881,400	6.9
8 株式等譲渡所得割交付金	12,000	0.0	8 土 木 費	5,843,900	6.9
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	23,000	0.0	9 消 防 費	2,575,630	3.0
10 地方特例交付金	93,680	0.1	10 教 育 費	9,468,780	11.1
11 地 方 交 付 税	16,593,000	19.5	11 公 債 費	11,393,810	13.4
12 交通安全対策特別交付金	56,100	0.1	12 諸 支 出 金	3,543,210	4.2
13 分担金及び負担金	1,558,240	1.8	13 予 備 費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,935,060	2.3			
15 国 庫 支 出 金	9,206,610	10.8			
16 県 支 出 金	4,336,910	5.1			
17 財 産 収 入	333,650	0.4			
18 寄 附 金	5,390	0.0			
19 繰 入 金	1,883,750	2.2			
20 繰 越 金	30,000	0.0			
21 諸 収 入	5,512,010	6.5			
22 市 債	5,313,100	6.3			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

### (2) 平成23年度一般会計決算状況

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	95,454,872	100.0	合 計	94,004,164	100.0
1 市 税	35,078,919	36.7	1 議 会 費	606,696	0.6
2 地 方 譲 与 税	951,573	1.0	2 総 務 費	12,639,630	13.4
3 利 子 割 交 付 金	104,351	0.1	3 民 生 費	29,454,663	31.3
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,650,215	2.8	4 衛 生 費	6,336,355	6.7
5 ゴルフ場利用税交付金	34,773	0.0	5 労 働 費	681,620	0.7
6 特別地方消費税交付金	0	0.0	6 農 林 水 産 業 費	2,249,029	2.4
7 自動車取得税交付金	181,582	0.2	7 商 工 費	5,841,253	6.2
8 配 当 割 交 付 金	58,567	0.1	8 土 木 費	7,405,058	7.9
9 株式等譲渡所得割交付金	18,597	0.0	9 消 防 費	2,604,179	2.8
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,113	0.0	10 教 育 費	11,085,886	11.8
11 地方特例交付金	322,770	0.3	11 災 害 復 旧 費	184,108	0.2
12 地 方 交 付 税	17,959,051	18.8	12 公 債 費	11,356,742	12.1
13 交通安全対策特別交付金	59,089	0.1	13 諸 支 出 金	3,558,945	3.8
14 分担金及び負担金	1,522,660	1.6	14 予 備 費	0	0.0
15 使用料及び手数料	1,927,635	2.0			
16 国 庫 支 出 金	10,497,248	11.0			
17 県 支 出 金	4,679,134	4.9			
18 財 産 収 入	437,038	0.5			
19 寄 附 金	50,864	0.1			
20 繰 入 金	1,179,949	1.2			
21 繰 越 金	2,048,343	2.1			
22 諸 収 入	7,155,701	7.5			
23 市 債	8,511,700	8.9			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

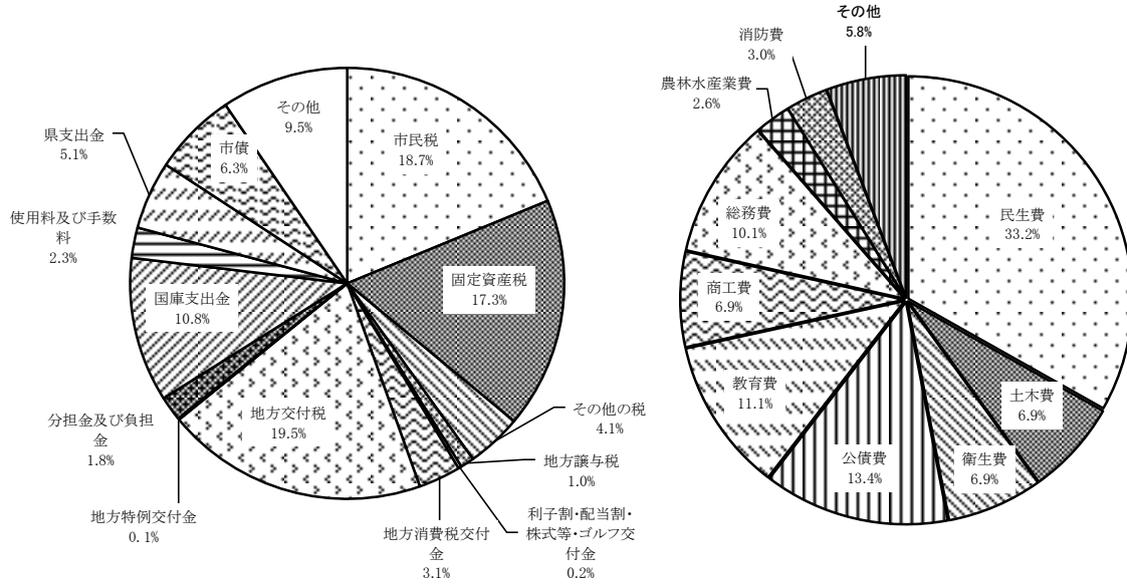
# 平成24年度一般会計当初予算

歳入

84,930,000千円

歳出

84,930,000千円



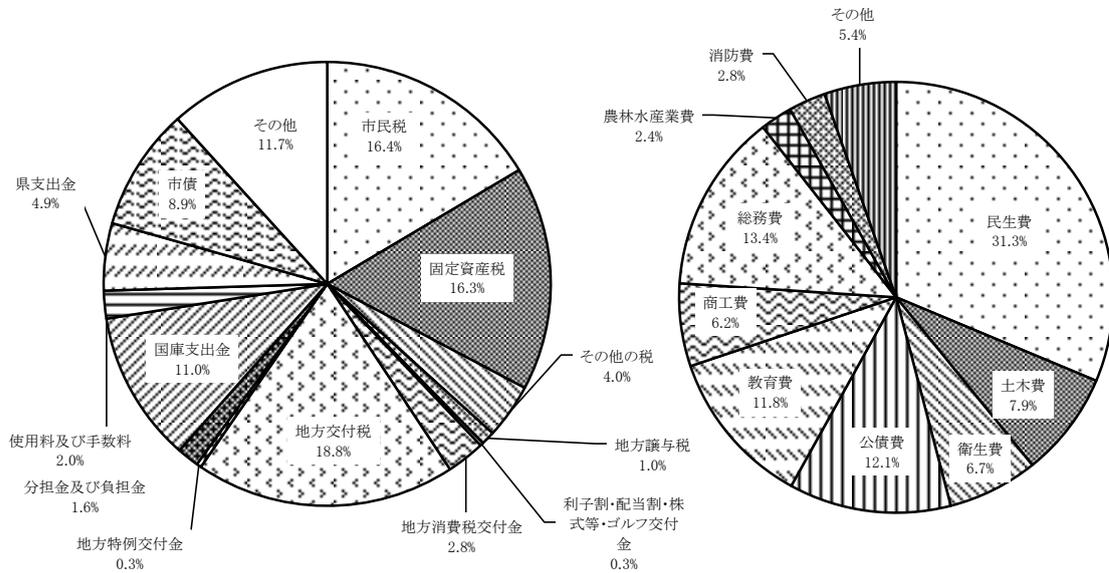
# 平成23年度一般会計決算額

歳入

95,454,872千円

歳出

94,004,164千円



### 3 税務機構と事務分掌

(平成24年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌		
財 政 部	市民税課		1						1			
		庶務係		(1) 1			2	2	1	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(1) 3	2	8	6	1	1	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務	
		計	1	4	2	10	8	2	2	29		
	資産税課		1							1		
		庶務係		1	2	2			1	6	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務	
		土地係		(1) 1		4	2			7	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価	
		家屋係		(1) 1	6	3	1	2	2	15	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理	
		計	1	3	8	9	3	2	3	29		
	納税課		1							1		
		庶務係		(1) 1	2	2	2			7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務	
		整理担当		(4) 6	6	6	5	2	5	30	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損	
計		1	7	8	8	7	2	5	38			

健康福祉部	保険課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当	1	(3) 5	5	6	5	2	16		40
		計	2	5	5	6	5	2	16		41

( )内の数字は課長補佐(再掲)

## Ⅱ 市税総括

### 1 24年度市税の当初予算

区 分		平成24年度 当初予算額(A)	平成23年度 当初予算額(B)	平成23年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 34,114,000	千円 35,083,000	千円 34,883,800	% △ 2.8	
1	市 民 税	15,919,000	15,737,000	15,652,500	1.2	
(1)	個 人	現年課税分	12,299,000	11,802,000	11,873,000	4.2
		滞納繰越分	189,000	192,000	242,600	△ 1.6
(2)	法 人	現年課税分	3,402,000	3,718,000	3,524,000	△ 8.5
		滞納繰越分	29,000	25,000	12,900	16.0
2	固 定 資 産 税	14,697,000	15,820,000	15,699,600	△ 7.1	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,307,000	15,421,000	15,255,000	△ 7.2
		滞納繰越分	246,000	253,000	298,600	△ 2.8
(2)	交 付 金	144,000	146,000	146,000	△ 1.4	
3	軽自動車税	472,000	465,000	465,000	1.5	
	現年課税分	465,000	460,000	460,000	1.1	
	滞納繰越分	7,000	5,000	8,500	40.0	
4	市たばこ税	1,381,000	1,314,000	1,314,000	5.1	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	86,000	87,000	87,000	△ 1.1	
	現年課税分	86,000	87,000	87,000	△ 1.1	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,559,000	1,660,000	1,665,700	△ 6.1	
	現年課税分	1,532,000	1,632,000	1,632,000	△ 6.1	
	滞納繰越分	27,000	28,000	33,700	△ 3.6	
国民健康保険税		5,551,180	5,552,020	5,500,100	0.0	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,287,570	3,315,060	3,309,910	△ 0.8
		滞納繰越分	179,250	197,040	192,590	△ 9.0
	(イ)退職分	現年課税分	365,080	316,910	335,930	15.2
		滞納繰越分	7,000	7,580	9,790	△ 7.7
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	975,210	979,490	978,880	△ 0.4
		滞納繰越分	83,820	69,980	50,690	19.8
	(イ)退職分	現年課税分	108,590	93,510	99,880	16.1
		滞納繰越分	2,730	2,100	2,450	30.0
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	389,210	420,060	382,320	△ 7.3
		滞納繰越分	32,600	31,790	28,860	2.5
	(イ)退職分	現年課税分	117,570	116,060	106,090	1.3
		滞納繰越分	2,550	2,440	2,710	4.5

## 2 税目別決算額比較表

科 目	平成 20 年 度					平成 21 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	38,531,456	△ 1.7	36,122,414	△ 2.1	93.75	36,652,411	△ 4.9	34,190,944	△ 5.3
現年課税分	36,498,027	△ 2.2	35,793,965	△ 2.2	98.07	34,560,908	△ 5.3	33,832,239	△ 5.5
滞納繰越分	2,033,429	7.9	328,449	10.7	16.15	2,091,503	2.9	358,705	9.2
1 市 民 税	18,006,827	△ 5.3	17,035,122	△ 6.0	94.60	16,628,307	△ 7.7	15,588,628	△ 8.5
現年課税分	17,239,940	△ 6.0	16,898,627	△ 6.1	98.02	15,761,433	△ 8.6	15,412,525	△ 8.8
滞納繰越分	766,887	12.2	136,495	23.4	17.80	866,874	13.0	176,103	29.0
2 固 定 資 産 税	16,827,095	2.1	15,566,328	2.1	92.51	16,422,975	△ 2.4	15,170,962	△ 2.5
現年課税分	15,714,512	1.9	15,398,925	2.1	97.99	15,345,019	△ 2.4	15,013,224	△ 2.5
滞納繰越分	1,112,583	5.4	167,403	2.9	15.05	1,077,956	△ 3.1	157,738	△ 5.8
3 軽自動車税	421,246	3.5	391,422	3.0	92.92	433,851	3.0	403,987	3.2
現年課税分	397,015	3.0	385,944	2.9	97.21	408,867	3.0	397,396	3.0
滞納繰越分	24,231	12.4	5,478	14.0	22.61	24,984	3.1	6,591	20.3
4 市たばこ税	1,379,636	△ 3.8	1,379,636	△ 3.8	100.00	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1
現年課税分	1,379,636	△ 3.8	1,379,636	△ 3.8	100.00	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 入 湯 税	95,160	△ 5.1	95,032	△ 5.2	99.87	91,671	△ 3.7	91,616	△ 3.6
現年課税分	95,160	△ 5.1	95,032	△ 5.2	99.87	91,544	△ 3.8	91,489	△ 3.7
滞納繰越分	—	—	—	—	—	127.0	100.0	127.0	100.0
7 都 市 計 画 税	1,801,492	1.5	1,654,874	1.4	91.86	1,766,142	△ 2.0	1,626,286	△ 1.7
現年課税分	1,671,764	1.2	1,635,801	1.4	97.85	1,644,580	△ 1.6	1,608,140	△ 1.7
滞納繰越分	129,728	5.3	19,073	1.8	14.70	121,562	△ 6.3	18,146	△ 4.9
国民健康保険税	6,922,556	△ 18.5	4,874,990	△ 24.4	70.42	7,312,021	5.6	5,020,758	3.0
現年課税分	5,218,156	△ 22.9	4,690,673	△ 24.9	89.89	5,520,033	5.8	4,848,967	3.4
滞納繰越分	1,704,400	△ 1.0	184,317	△ 7.4	10.81	1,791,988	5.1	171,791	△ 6.8

収納率	平成22年度					平成23年度				
	決算額					決算額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
93.28	37,590,975	2.6	35,121,537	2.7	93.43	37,213,026	△ 1.0	35,078,919	△ 0.1	94.27
97.89	35,305,695	2.2	34,631,233	2.4	98.09	35,097,440	△ 0.6	34,482,641	△ 0.4	98.25
17.15	2,285,280	9.3	490,304	36.7	21.45	2,115,586	△ 7.4	596,278	21.6	28.18
93.75	16,908,415	1.7	15,919,669	2.1	94.15	16,576,649	△ 2.0	15,680,109	△ 1.5	94.59
97.79	15,945,937	1.2	15,689,253	1.8	98.39	15,671,706	△ 1.7	15,424,648	△ 1.7	98.42
20.31	962,478	11.0	230,416	30.8	23.94	904,943	△ 6.0	255,461	10.9	28.23
92.38	16,933,320	3.1	15,629,489	3.0	92.30	16,680,020	△ 1.5	15,593,624	△ 0.2	93.49
97.84	15,766,799	2.7	15,402,176	2.6	97.69	15,615,596	△ 1.0	15,294,960	△ 0.7	97.95
14.63	1,166,521	8.2	227,313	44.1	19.49	1,064,424	△ 8.8	298,664	31.4	28.06
93.12	477,663	10.1	446,281	10.5	93.43	490,209	2.6	460,170	3.1	93.87
97.19	451,479	10.4	439,309	10.5	97.30	462,574	2.5	451,731	2.8	97.66
26.38	26,184	4.8	6,972	5.8	26.63	27,635	5.5	8,439	21.0	30.54
100.00	1,399,030	6.8	1,399,030	6.8	100.00	1,607,750	14.9	1,607,750	14.9	100.00
100.00	1,399,030	6.8	1,399,030	6.8	100.00	1,607,750	14.9	1,607,750	14.9	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99.94	90,571	△ 1.2	90,571	△ 1.1	100.00	93,093	2.8	93,023	2.7	99.93
99.94	90,515	△ 1.1	90,515	△ 1.1	100.00	93,093	2.8	93,023	2.7	99.93
100.0	56.0	△ 55.9	56.0	△ 55.9	100.0	—	—	—	—	—
92.08	1,781,976	0.9	1,636,497	0.6	91.84	1,765,305	△ 0.9	1,644,243	0.5	93.14
97.78	1,651,935	0.4	1,610,950	0.2	97.52	1,646,721	△ 0.3	1,610,529	0.0	97.80
14.93	130,041	7.0	25,547	40.8	19.65	118,584	△ 8.8	33,714	32.0	28.43
68.66	7,757,417	6.1	5,401,081	7.6	69.62	7,811,248	0.7	5,501,996	1.9	70.44
87.84	5,764,622	4.4	5,174,437	6.7	89.76	5,764,623	0.0	5,214,812	0.8	90.46
9.59	1,992,795	11.2	226,644	31.9	11.37	2,046,625	2.7	287,184	26.7	14.03

### 3 23年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 35,097,440	千円 2,115,586	千円 37,213,026	千円 34,482,641
普 通 税	計	33,357,626	1,997,002	35,354,628	32,779,089
	1 市 民 税	15,671,706	904,943	16,576,649	15,424,648
	(1) 個 人 均 等 割	343,205	22,402	365,607	336,789
	(2) 個 人 所 得 割 (上記のうち退職所得分)	11,741,376	766,380	12,507,756	11,521,956
	(3) 法 人 均 等 割	96,366	—	96,366	96,366
	(4) 法 人 税 割	1,038,191	33,619	1,071,810	1,031,972
	(4) 法 人 税 割	2,548,934	82,542	2,631,476	2,533,931
	2 固 定 資 産 税	15,615,596	1,064,424	16,680,020	15,294,960
	(1) 純 固 定 資 産 税	15,468,858	1,064,424	16,533,282	15,148,222
	ア 土 地	5,858,063	403,098	6,261,161	5,736,632
	イ 家 屋	7,245,339	498,557	7,743,896	7,095,427
	ウ 償 却 資 産	2,365,456	162,769	2,528,225	2,316,163
	(2) 交 付 金	146,738	—	146,738	146,738
	3 軽 自 動 車 税	462,574	27,635	490,209	451,731
	4 市 た ば こ 税	1,607,750	—	1,607,750	1,607,750
5 特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	
(1) 保 有 分	—	—	—	—	
(2) 取 得 分	—	—	—	—	
(3) 遊 休 土 地 分	—	—	—	—	
目 的 税	計	1,739,814	118,584	1,858,398	1,703,552
	1 入 湯 税	93,093	0	93,093	93,023
	2 都 市 計 画 税	1,646,721	118,584	1,765,305	1,610,529
	(1) 土 地	854,159	61,510	915,669	835,381
(2) 家 屋	792,562	57,074	849,636	775,148	
国民健康保険税		5,764,623	2,046,625	7,811,248	5,214,812

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
596,278	35,078,919	98.25	28.18	94.27	93.43
562,564	33,341,653	98.27	28.17	94.31	93.49
255,461	15,680,109	98.42	28.23	94.59	94.15
6,889	343,678	98.13	30.75	94.00	93.23
235,709	11,757,665	98.13	30.75	94.00	93.36
—	96,366	100.00	—	100.00	100.00
3,723	1,035,695	99.40	11.07	96.63	96.83
9,140	2,543,071	99.41	11.07	96.64	96.82
298,664	15,593,624	97.95	28.06	93.49	92.30
298,664	15,446,886	97.93	28.06	93.43	92.24
113,104	5,849,736	97.93	28.06	93.43	92.24
139,894	7,235,321	97.93	28.06	93.43	92.23
45,666	2,361,829	97.92	28.06	93.42	92.25
—	146,738	100.00	—	100.00	100.00
8,439	460,170	97.66	30.54	93.87	93.43
—	1,607,750	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
33,714	1,737,266	97.92	28.43	93.48	92.23
0	93,023	99.93	0.00	99.93	100.00
33,714	1,644,243	97.80	28.43	93.14	91.84
17,488	852,869	97.80	28.43	93.14	91.83
16,226	791,374	97.80	28.43	93.14	91.84
287,184	5,501,996	90.46	14.03	70.44	69.62

#### 4 市税負担状況調

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	税額 円	伸率 %								
市税総額	150,793	1.6	163,852	8.7	160,449	△ 2.1	142,333	△ 11.3	144,222	1.3
市民税個人	45,223	8.5	54,994	21.6	56,554	2.8	52,184	△ 7.7	49,658	△ 4.8
純固定資産税	66,342	△ 5.3	67,015	1.0	68,473	2.2	62,614	△ 8.6	63,564	1.5
その他の税	39,228	6.8	41,843	6.7	35,422	△ 15.3	27,535	△ 22.3	31,000	12.6
市税総額	375,621	0.6	406,467	8.2	394,864	△ 2.9	351,550	△ 11.0	350,974	△ 0.2
市民税個人	112,651	7.5	136,424	21.1	139,179	2.0	128,889	△ 7.4	120,846	△ 6.2
純固定資産税	165,255	△ 6.2	166,244	0.6	168,510	1.4	154,652	△ 8.2	154,689	0.0
その他の税	97,715	5.8	103,799	6.2	87,174	△ 16.0	68,010	△ 22.0	75,440	10.9
人口一人当たり										
一世帯当たり										

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

### Ⅲ 市県民税

#### 1 年度別納税義務者調

##### (1) 市民税(個人)

区 分		22 年 度	23 年 度	24 年 度
合 計	納 税 義 務 者 数	113,989	114,030	114,387
	均 等 割 の み	8,281	8,167	7,818
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	105,708	105,863	106,569
特 別 徴 収	給 納 税 義 務 者 数	64,058	64,693	65,293
	与 均 等 割 の み	1,665	1,581	1,455
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	62,393	63,112	63,838
年 金	納 税 義 務 者 数	16,604	16,877	17,111
	均 等 割 の み	2,092	2,197	2,256
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	14,512	14,680	14,855
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	33,327	32,460	31,983
	均 等 割 の み	4,524	4,389	4,107
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	28,803	28,071	27,876
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	6,152	6,180	6,305
	年 金	9	9	9

備考 課税状況の調2・3表によります。(平成21年度より年金からの特別徴収が開始)

##### (2) 県民税(個人)

区 分	22 年 度	23 年 度	24 年 度
納 税 義 務 者 数	113,800	114,030	114,387
均 等 割 の み	8,344	8,203	7,859
所 得 割 の み	0	0	0
均等割・所得割合算	105,456	105,827	106,528

備考 6月末現在の現年課税分(平成23年度から)

## 2 年度別課税額の調

### (1) 市民税(個人)

区 分		22 年 度	23 年 度	24 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 200,871,873	千円 202,689,011	千円 213,137,675
	所 得 割	11,514,069	11,624,002	12,282,455
	均 等 割	341,967	342,090	343,161
	計	11,856,036	11,966,092	12,625,616
特別徴収	課 税 所 得 金 額	148,827,698	152,557,805	162,638,670
	所 得 割	8,637,383	8,853,722	9,472,998
	均 等 割	233,396	235,861	238,163
	計	8,870,779	9,089,583	9,711,161
普通徴収	課 税 所 得 金 額	52,044,175	50,131,206	50,499,005
	所 得 割	2,876,686	2,770,280	2,809,457
	均 等 割	108,571	106,229	104,998
	計	2,985,257	2,876,509	2,914,455

### (2) 県民税(個人)

区 分		22 年 度	23 年 度	24 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 200,871,873	千円 202,689,011	千円 213,137,675
	所 得 割	7,674,026	7,747,380	8,186,243
	均 等 割	170,984	171,045	171,581
	計	7,845,010	7,918,425	8,357,824
特別徴収	課 税 所 得 金 額	148,827,698	152,557,805	162,638,670
	所 得 割	5,756,949	5,901,210	6,314,010
	均 等 割	116,676	117,902	119,053
	計	5,873,625	6,019,112	6,433,063
普通徴収	課 税 所 得 金 額	52,044,175	50,131,206	50,499,005
	所 得 割	1,917,077	1,846,170	1,872,233
	均 等 割	54,308	53,143	52,528
	計	1,971,385	1,899,313	1,924,761

備考 6月末現在の現年課税分

### 3 所得区分による課税状況

#### (1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	22 年 度		23 年 度		24 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	84,558	80.0	84,342	79.7	84,904	79.7
営 業 等 所 得 者	3,950	3.7	3,900	3.7	4,038	3.8
農 業 所 得 者	362	0.3	528	0.5	539	0.5
そ の 他 の 所 得 者	16,318	15.4	16,505	15.6	16,501	15.5
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	520	0.5	588	0.6	587	0.6
合 計	105,708	100.0	105,863	100.0	106,569	100.0

#### (2) 年度別所得割額

区 分	22 年 度		23 年 度		24 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	9,639,539	83.7	9,730,641	83.7	10,369,823	84.4
営 業 等 所 得 者	508,055	4.4	513,333	4.4	560,678	4.6
農 業 所 得 者	30,028	0.3	60,086	0.5	55,666	0.5
そ の 他 の 所 得 者	1,105,299	9.6	1,094,446	9.4	1,076,533	8.8
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	231,148	2.0	225,496	1.9	219,755	1.8
合 計	11,514,069	100.0	11,624,002	100.0	12,282,455	100.0
( 平 均 税 率 )	6.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

#### 4 24年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
	人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者	3,868	11,604	0	0
営業等所得者	736	2,208	0	0
農業所得者	138	414	0	0
その他の所得者	3,076	9,228	0	0
家屋敷等のみ	0	0	0	0
合計	7,818	23,454	0	0
平成23年度	8,167	24,501	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

#### 5 24年度課税所得の状況

##### (1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係る 雑所得	上場株式 等に係る配 当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡 所得	株式等 に係る譲 渡所得	所得合計額
10万円以下	人	4,435	千円 2,750,587	千円 5,746	千円 0	千円 1,488,270	千円 11,109	千円 86,246	千円 4,341,958
10万円～ 100万円		36,499	48,857,583	1,145	4,273	501,071	4,593	41,352	49,410,017
100万円～ 200万円		30,925	74,880,658	798	2,508	377,908	8,668	27,256	75,297,796
200万円～ 300万円		15,738	58,169,877	65	6,927	238,611	26,433	9,801	58,451,714
300万円～ 400万円		8,669	43,129,219	2,613	3,000	179,520	13	6,027	43,320,392
400万円～ 550万円		5,499	34,827,783	15,068	2,170	102,526	3,030	10,341	34,960,918
550万円～ 700万円		1,883	14,983,978	37,767	340	205,304	592	1,720	15,229,701
700万円～ 1,000万円		1,345	13,566,338	0	2,292	84,127	1,307	8,131	13,662,195
1,000万円を超える金額		1,576	31,199,555	20,054	9,009	189,052	3,445	118,289	31,539,404
合計		106,569	322,365,578	83,256	30,519	3,366,389	59,190	309,163	326,214,095

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
85,057	255,171	10,442,779	88,925	10,709,554
4,053	12,159	568,132	4,789	582,499
546	1,638	56,860	684	58,912
16,913	50,739	1,214,684	19,989	1,274,651
0	0	0	0	0
106,569	319,707	12,282,455	114,387	12,625,616
105,863	317,589	11,624,002	114,030	11,966,092

## 6 法人市民税の課税状況

### (1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,727	5,595	5,511	5,564
1千万円以下	50人超		39	39	41	40
1千万円超1億円以下	50人以下		1,372	1,315	1,293	1,289
1千万円超1億円以下	50人超		119	114	114	117
1億円超10億円以下	50人以下		412	382	376	374
1億円超10億円以下	50人超		52	51	47	50
10億円超	50人以下		610	596	590	594
10億円超50億円以下	50人超		17	16	17	19
50億円超	50人超		49	52	52	59
合 計			8,397	8,160	8,041	8,106
伸 率			3.0 %	△ 2.8 %	△ 1.5 %	0.8 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分  
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)  
24年度は6月末現在の数値

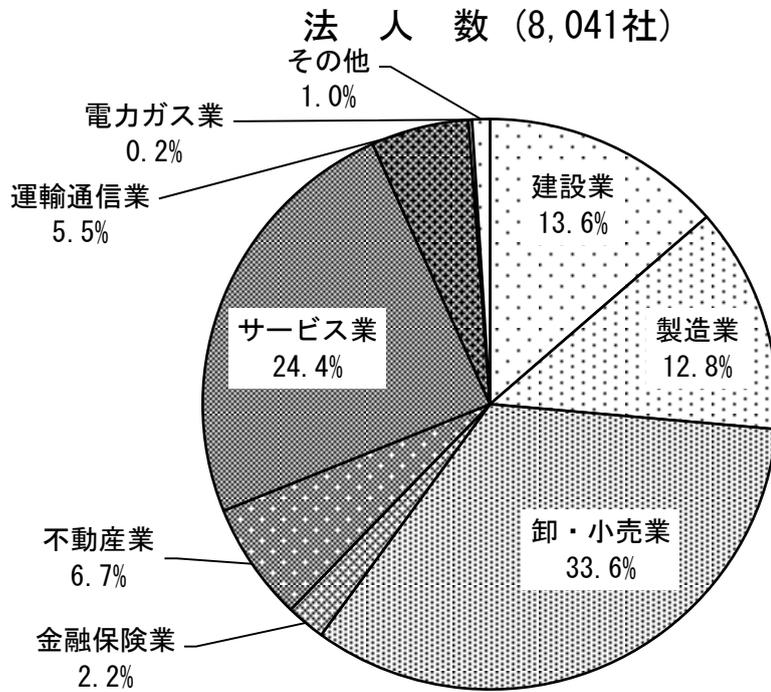
### (2) 年度別調定額

(千円)

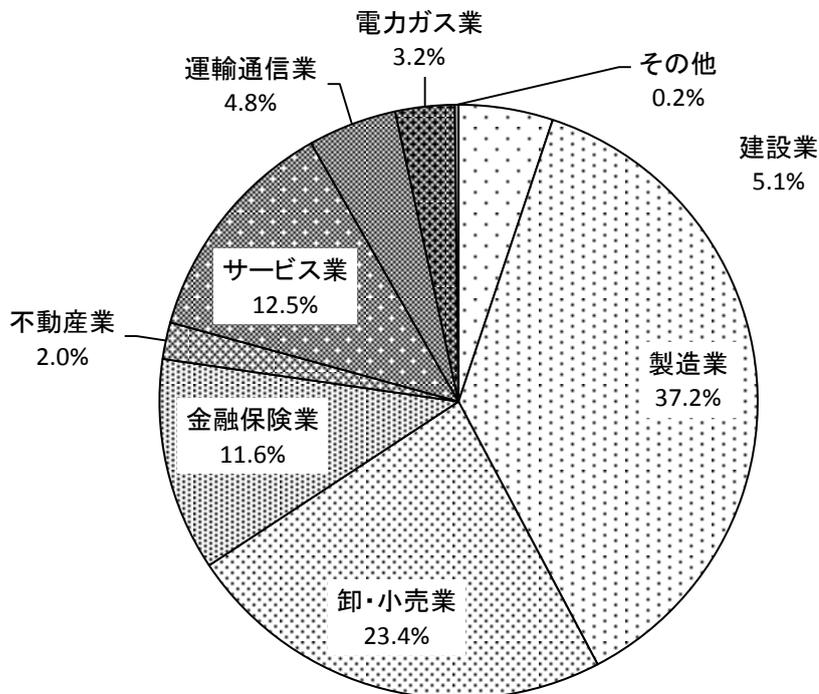
区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
現年度分	税 割	3,174,715	1,928,907	2,584,040	2,512,215
	均等割	1,123,460	1,090,209	1,140,733	1,029,001
	計	4,298,175	3,019,116	3,724,773	3,541,216
過年度分	税 割	69,284	64,570	51,637	36,719
	均等割	7,842	5,596	6,508	9,190
	計	77,126	70,166	58,145	45,909
合 計	税 割	3,243,999	1,993,477	2,635,677	2,548,934
	均等割	1,131,302	1,095,805	1,147,241	1,038,191
	計	4,375,301	3,089,282	3,782,918	3,587,125
	伸 率	△ 24.6 %	△ 29.4 %	22.5 %	△ 5.2 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成23年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



税割額 (2,512,215千円)



## (4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
12	△ 1.1	21.3	△ 1.6	43.7	△ 30.0	△ 14.2	10.9
	4,104,770	116,413	3,988,357	1,998	3,289	961	290,969
13	△ 7.0	△ 33.2	△ 6.2	△ 18.6	40.3	△ 74.6	△ 30.6
	3,819,101	77,785	3,741,316	1,626	4,616	244	201,817
14	△ 25.7	67.9	△ 27.6	0.4	△ 77.4	78.7	△ 24.0
	2,837,658	130,635	2,707,023	1,633	1,045	436	153,422
15	5.9	△ 49.9	8.6	△ 64.9	305.9	△ 78.9	△ 16.2
	3,004,176	65,474	2,938,702	573	4,242	92	128,557
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759

上段 前年対比伸率 %

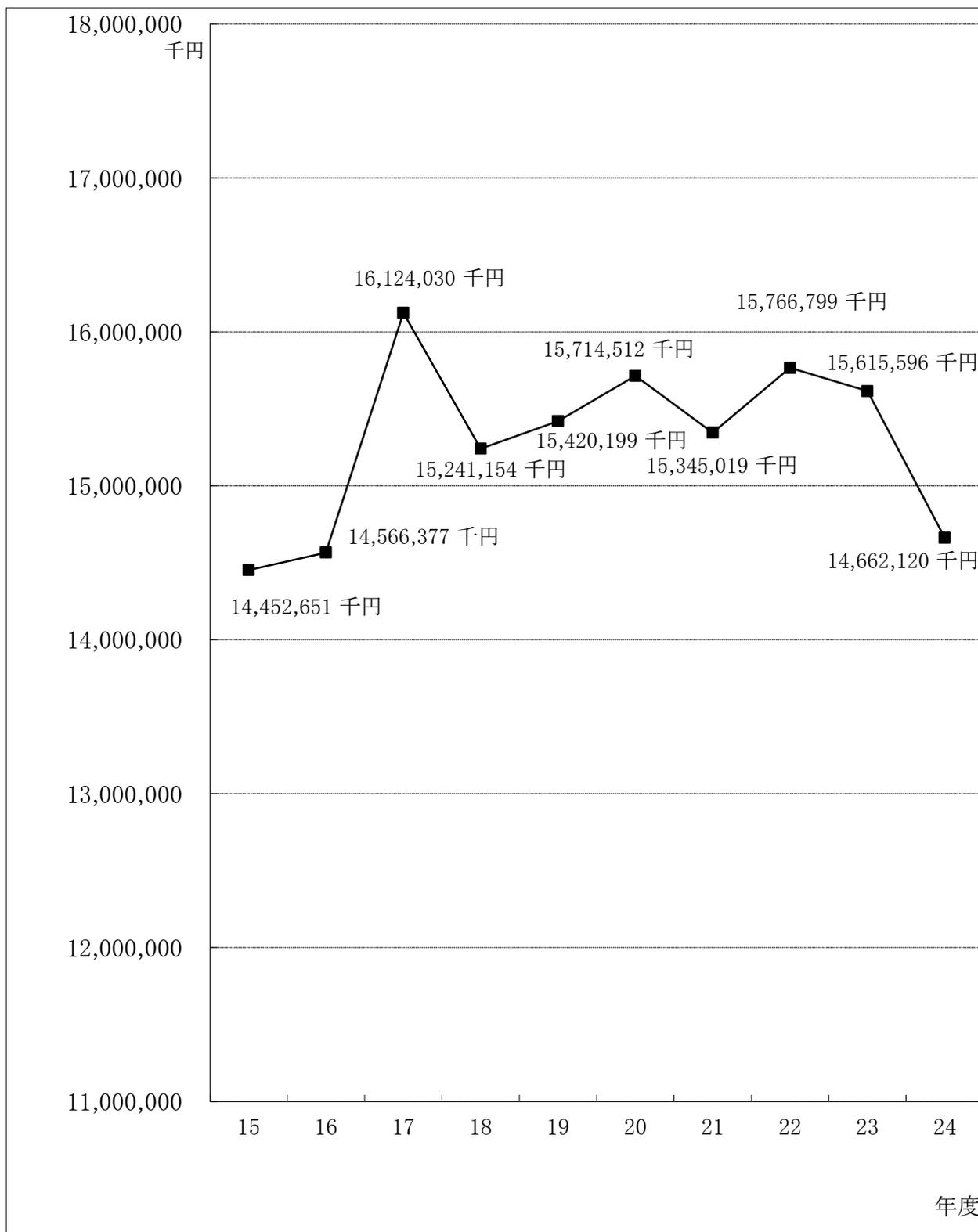
下段 決 算 額 千円

製 造 業	卸 小 売 業	金 融 業	不 動 産 業	運 輸 通 信 業	電 力 ガ ス 業	サ ー ビ ス 業
△ 5.5	3.5	0.1	36.5	△ 17.7	9.0	△ 6.6
1,365,192	742,247	779,899	89,320	195,923	114,197	404,362
△ 3.6	10.5	△ 22.3	△ 35.5	△ 24.3	11.5	13.3
1,315,577	819,906	606,268	57,621	148,258	127,323	458,058
△ 37.4	△ 26.3	△ 44.0	△ 7.8	7.4	23.7	△ 9.9
823,534	604,536	339,378	53,153	159,266	157,513	412,923
10.1	12.8	5.0	19.4	33.7	△ 10.8	7.2
907,018	681,981	356,335	63,474	212,948	140,514	442,850
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

## IV 固定資産税

### 1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 24年度は7月末調定の数値  
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

## 2 固定資産税の区分別調定額の調

### (1) 純固定資産税

区 分		21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度
課 税 標 準 額	土 地	416,833,419千円	427,225,612千円	421,183,172千円	412,065,763千円
	家 屋	495,974,300	528,128,894	536,316,759	482,547,022
	償 却 資 産	192,349,881	182,989,219	169,005,885	161,952,814
	計	1,105,157,600	1,138,343,725	1,126,505,816	1,056,565,599
税 額	土 地	5,814,670	5,953,551	5,858,063	5,726,588
	家 屋	6,694,678	7,112,792	7,245,339	6,525,059
	償 却 資 産	2,694,484	2,560,907	2,365,456	2,265,874
	計	15,203,832	15,627,250	15,468,858	14,517,521
納 税 義 務 者		83,446人	90,429人	91,833人	91,213人

(注) 1 24年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

### (2) 交付金

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度
課 税 標 準 額	10,084,914千円	9,967,870千円	10,481,382千円	10,328,534千円
税 額	141,187	139,549	146,738	144,599
納 税 義 務 者	19人	19人	17人	16人

### (3) 固定資産税合計

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度
課 税 標 準 額	115,242,514千円	1,148,311,595千円	1,136,987,198千円	1,066,894,133千円
税 額	15,345,019	15,766,799	15,615,596	14,662,120

### 3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	22	207,820	50,259	34,993	38,410
	23	207,752	50,100	34,912	38,636
	24	206,003	49,752	33,718	38,793
評 価 額 ( )内は 課税標準額 (千円)	22	(427,299,984) 1,148,467,085	(14,155,134) 42,942,167	(8,296,055) 40,847,095	(350,643,638) 984,829,808
	23	(420,296,987) 1,113,348,012	(14,433,984) 41,077,263	(8,499,298) 38,219,450	(343,891,260) 956,267,722
	24	(411,771,070) 1,081,100,831	(14,409,503) 38,587,118	(8,471,388) 36,054,020	(337,286,414) 932,164,291
筆 数 (筆)	22	362,421	43,327	51,316	215,130
	23	381,207	45,440	55,751	220,491
	24	382,319	45,080	54,275	222,236
提示平均評価額 (円/㎡)	22		143	49	26,656
	23		140	48	25,095
	24		140	48	24,352
平均価格 ( )内は 最高価格 (円/㎡)	22	5,486	143 (169)	47 (83)	26,250 (282,409)
	23	5,080	140 (169)	48 (83)	24,644 (265,069)
	24	4,939	140 (169)	47 (83)	23,912 (248,719)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)  
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値  
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.488	3,670	64,956	10,447	5,085
0.488	3,670	64,987	10,480	4,967
0.488	3,716	65,415	9,582	5,027
(87,246) 88,507	(108,369) 125,815	(1,743,909) 2,077,668	(449,890) 631,316	(51,815,743) 76,924,709
(87,582) 88,507	(106,784) 123,551	(1,749,037) 2,040,340	(472,429) 629,385	(51,056,613) 74,901,794
(75,168) 75,168	(106,017) 122,029	(1,683,445) 1,879,178	(449,806) 575,877	(49,289,329) 71,643,150
36	360	28,198	12,446	11,608
36	413	32,982	14,646	11,448
36	416	34,199	14,334	11,743
		20		
		20		
		20		
181,524 (2,672,265)	34 (10,904)	20 (35)	58 (45,900)	15,978 (241,000)
181,367 (2,672,265)	34 (10,382)	20 (35)	56 (44,404)	15,069 (226,000)
154,033 (2,226,888)	33 (10,009)	20 (35)	55 (43,436)	14,234 (211,000)

#### 4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	22	122,389	18,002 千㎡
	23	121,879	18,048
	24	120,165	18,028
木 造	22	87,958	9,585
	23	87,380	9,623
	24	85,776	9,589
非 木 造	22	34,431	8,417
	23	34,499	8,425
	24	34,389	8,438

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

#### 5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	22	181,762,596 千円
	23	168,805,557
	24	162,359,301
構 築 物	22	23,325,558
	23	23,875,595
	24	24,778,348
機 械 及 び 装 置	22	62,726,218
	23	54,350,560
	24	51,316,158
船 舶	22	2,366
	23	2,197
	24	2,097
航 空 機	22	18,937
	23	16,992
	24	18,180
車 両 及 び 運 搬 具	22	802,931
	23	739,732
	24	765,039
工 具 器 具 及 び 備 品	22	28,982,854
	23	26,067,076
	24	24,058,124
法 第 389 条 関 係 分 ( 配 分 )	22	65,903,732
	23	63,753,405
	24	61,421,355

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	提示平均価格	平 均 価 格
528,350,547 千円	㎡当り	㎡当り 29,434 円
537,277,489		29,769
483,037,230		26,793
158,976,979	16,242	16,737
164,985,013	16,618	17,146
153,095,535	15,399	15,965
369,373,568	43,638	43,884
372,292,476	44,161	44,187
329,941,695	39,004	39,097

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
180,863,496 千円	982,505 千円	113,544,045 千円
166,919,324	902,374	102,964,704
160,496,236	1,088,842	98,619,924
22,979,300	176,942	22,802,358
23,571,601	160,100	23,411,501
24,596,628	121,225	24,475,403
61,774,019	771,948	61,002,071
53,530,468	681,670	52,848,798
50,317,412	919,165	49,398,247
2,366	0	2,366
2,197	0	2,197
2,097	0	2,097
18,937	0	18,937
16,992	0	16,992
18,180	0	18,180
802,598	333	802,265
739,492	240	739,252
764,867	173	764,694
28,949,330	33,282	28,916,048
26,006,328	60,364	25,945,964
24,009,582	48,279	23,961,303
66,336,946	—	—
63,052,246	—	—
60,787,470	—	—

## 6 年度別新增分家屋

区 分		22 年 度	23 年 度	24 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	672	703	816
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	88,031	89,519	96,214
		決定価格(千円)	4,280,234	4,360,498	4,613,941
	その他	棟 数(棟)	182	144	118
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	15,943	13,958	14,588
		決定価格(千円)	652,253	586,959	629,475
木造以外の屋	棟 数(棟)	324	337	328	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	114,522	61,850	66,240	
	決定価格(千円)	10,310,092	4,688,420	4,753,215	
合 計	棟 数(棟)	1,178	1,184	1,262	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	218,496	165,327	177,042	
	決定価格(千円)	15,242,579	9,635,877	9,996,631	

備考 各年度とも概要調書の数値

## 7 年度別減少分家屋

区 分		22 年 度	23 年 度	24 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	545	584	681
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	34,691	33,491	50,723
		決定価格(千円)	309,755	256,130	482,694
	その他	棟 数(棟)	452	557	551
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	21,610	31,882	34,212
		決定価格(千円)	68,014	128,851	125,580
木造以外の屋	棟 数(棟)	309	364	281	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	53,035	48,912	34,401	
	決定価格(千円)	1,226,047	1,210,010	964,229	
合 計	棟 数(棟)	1,306	1,505	1,513	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	109,336	114,285	119,336	
	決定価格(千円)	1,603,816	1,594,991	1,572,503	

備考 各年度とも概要調書の数値

## V 諸税・その他

### 1 市たばこ税

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
消 費 本 数	399,423 千本	377,438 千本	353,810 千本
調 定 額	1,309,465 千円	1,399,030 千円	1,607,750 千円

備考 22年度に税率改正

### 2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

### 3 入湯税

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
課 税 人 員	769,099 人	758,469 人	785,230 人
調 定 額	91,544 千円	90,515 千円	93,093 千円

### 4 都市計画税

区 分	22 年 度	23 年 度	24 年 度	
課 標 準 税 額	土 地	436,416,368 千円	429,178,194 千円	421,108,282 千円
	家 屋	393,337,596 千円	398,295,034 千円	357,675,691 千円
	計	829,753,964 千円	827,473,228 千円	778,783,973 千円
調 定 額	1,651,935 千円	1,646,721 千円	1,547,839 千円	
納 税 義 務 者 数	56,482 人	57,137 人	57,251 人	

備考 24年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

### 5 国民健康保険税

区 分	22 年 度	23 年 度	24 年 度
調 定 額	5,656,691 千円	5,646,106 千円	5,595,436 千円
	36,573 世帯	36,733 世帯	36,742 世帯
7割軽減対象世帯数	8,790 世帯	9,030 世帯	9,100 世帯
5割軽減対象世帯数	1,889 世帯	1,981 世帯	1,988 世帯
2割軽減対象世帯数	4,597 世帯	4,648 世帯	4,810 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値（介護納付金含む）

## 6 軽自動車税

区 分		年度	賦課期日現在台数			
			一 般	官公署	計 (1)	
総 数		22	94,280 台	460 台	94,740 台	
		23	95,309	458	95,767	
		24	96,487	455	96,942	
原動機付自転車	50 cc 以下 (電気動力も含む)	22	13,837	51	13,888	
		23	13,283	49	13,332	
		24	12,810	47	12,857	
	90 cc 以下	22	1,289	23	1,312	
		23	1,216	23	1,239	
		24	1,163	21	1,184	
	125 cc 以下	22	966	11	977	
		23	1,020	11	1,031	
		24	1,082	12	1,094	
	ミニカー	22	143	0	143	
		23	146	0	146	
		24	157	0	157	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車 (125ccを超え250cc未満)	22	3,423	9	3,432	
		23	3,340	8	3,348	
		24	3,353	8	3,361	
	三 輪 車	22	4	0	4	
		23	4	0	4	
		24	4	0	4	
	四 乗 用 車	営 業 用	22	0	0	0
			23	0	0	0
			24	0	0	0
		自 家 用	22	44,195	77	44,272
			23	46,067	84	46,151
			24	47,669	88	47,757
	貨 物 用 車	営 業 用	22	604	0	604
			23	642	0	642
			24	622	0	622
	自 家 用	22	22,887	252	23,139	
		23	22,658	247	22,905	
		24	22,636	241	22,877	
	雪 上 用	22	5	0	5	
		23	3	0	3	
		24	3	0	3	
農 耕 用	22	3,159	7	3,166		
	23	3,144	7	3,151		
	24	3,134	7	3,141		
小 型 特 殊 (電気動力含む)	22	397	11	408		
	23	390	11	401		
	24	395	11	406		
二 輪 小 型 (250ccを超える)	22	3,371	19	3,390		
	23	3,396	18	3,414		
	24	3,459	20	3,479		

備考 課税状況の調第33表によります。

非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
460 台	985 台	93,295 台	451,458 千円
458	1,060	94,249	462,890
455	1,166	95,321	473,536
51	24	13,813	13,813
49	23	13,260	13,260
47	40	12,770	12,770
23	3	1,286	1,543
23	3	1,213	1,456
21	4	1,159	1,391
11	0	966	1,546
11	0	1,020	1,632
12	0	1,082	1,731
0	0	143	358
0	0	146	365
0	0	157	393
9	2	3,421	8,210
8	1	3,339	8,014
8	1	3,352	8,045
0	0	4	12
0	0	4	12
0	0	4	12
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
77	683	43,512	313,286
84	755	45,312	326,246
88	834	46,835	337,212
0	6	598	1,794
0	5	637	1,911
0	6	616	1,848
252	267	22,620	90,480
247	272	22,386	89,544
241	280	22,356	89,424
0	0	5	12
0	0	3	7
0	0	3	7
7	0	3,159	5,054
7	0	3,144	5,030
7	0	3,134	5,014
11	0	397	1,866
11	0	390	1,833
11	0	395	1,857
19	0	3,371	13,484
18	1	3,395	13,580
20	1	3,458	13,832

## 7 利子割交付金

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
長 野 県 全 体	1,182,986 千円	1,176,492 千円	818,004 千円
松 本 市	147,836 千円	148,611 千円	104,351 千円
按 分 率 3 月 ~ 7 月 分	11.99086 %	12.60624 %	12.64720 %
8 月 ~ 2 月 分	11.96472 %	11.96472 %	12.84980 %

## 8 配当割交付金

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
長 野 県 全 体	293,107 千円	297,174 千円	459,180 千円
松 本 市	35,771 千円	37,527 千円	58,567 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
長 野 県 全 体	150,644 千円	110,665 千円	144,728 千円
松 本 市	18,990 千円	13,995 千円	18,597 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
利 用 人 員	65,441 人	56,334 人	59,915 人
交 付 金	38,053 千円	35,492 千円	34,773 千円

11 口座振替納付の状況調(23年度振替済分)

税目	期別	合計 件(〇)数 税額	全調査に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
市 県 民 税 ( 普 通 徴 収 )		44,472 件	38.1 %	13,166 件	10,791 件	10,179 件	10,336 件	676,705 千円	503,310 千円	495,891 千円	505,171 千円									
		2,181,077 千円	42.9 %																	
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		188,832 件	61.3 %	53,304 件	45,188 件	45,334 件	45,006 件													
		8,357,514 千円	48.8 %	2,761,184 千円	1,863,806 千円	1,868,559 千円	1,863,965 千円													
軽自動車税 ( 全 期 )		23,607 件	36.7 %	23,607 件																
		101,877 千円	22.0 %	101,877 千円																

税目	期別	合計 件数 税額	全調査に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				5 期				6 期				7 期				8 期				9 期			
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
国民健康保険税		133,455 件	47.8 %	15,152 件	15,312 件	15,451 件	14,667 件	14,588 件	14,502 件	14,502 件	14,548 件																												
		2,877,920 千円	49.9 %	377,578 千円	317,320 千円	321,738 千円	311,367 千円	309,018 千円	307,535 千円	309,366 千円	312,964 千円																												

## 12 市税の徴収に要する経費

区 分		21 年 度	22 年 度	23 年 度
税 収 入 額	1 市 税	34,190,944 千円	35,121,537 千円	35,078,919 千円
	2 個 人 県 民 税	8,674,459	8,019,249	7,996,806
	3 計	42,865,403	43,140,786	43,075,725
市税及び個人県民税に係る徴収経費	4 基 本 給	320,416	343,068	313,407
	5 諸 手 当	182,716	199,179	187,541
	(1) 超 過 勤 務 手 当	16,400	25,241	29,537
	(2) 税 務 特 別 手 当	292	168	81
	(3) そ の 他 の 手 当	166,024	173,770	157,923
	6 そ の 他	115,696	132,819	126,064
	7 小 計	618,828	675,066	627,012
	8 旅 費	724	538	670
	9 賃 金	4,986	6,310	5,661
	10 そ の 他	232,593	375,780	268,430
	11 小 計	238,303	382,628	274,761
	12 前 納 報 奨 金 ・ そ の 他	100	75	54
	13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	100	75	54
	16 そ の 他	4,003	5,572	187,209
	17 合 計	861,234	1,063,341	1,089,036
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納 税 通 知 書 数 に よ る 金 額	-	-	-
	19 納 税 義 務 者 数 に よ る 金 額	363,215	377,193	341,951
	20 徴 収 額 に よ る 金 額	-	-	-
	21 平 成 18 年 度 課 税 以 前 の 滞 納 繰 越 分 に よ る 金 額	-	1,359	1,037
	22 配 当 割 額 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 額 控 除 に よ る 還 付 ・ 充 当 金 額	-	1,221	1,121
	23 合 計	363,215	379,773	344,109
24 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-23)	498,019	683,568	744,927	
市税及び個人県民税に係る徴収経費(百円当たり)	2.0 円	2.5 円	2.5 円	
市 税 に 係 る 徴 収 経 費 (百円当たり)	1.5 円	1.9 円	2.1 円	

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

### 13 証明・閲覧に関する調

#### (1) 平成24年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地台帳の閲覧	1冊	300円	
公図の複写交付	1件	300円	1件増すごとに100円加算

#### (2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及 税額証	営業証 (法人)	納税証 (一般)	納税証 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に 関する証 明(加算)	車庫証明	登記用 通知	合 計
21	42,666 (9,676)	524	6,849	7,945	9,875 (358)	19,196 (573)	0	10,327	97,382
22	43,892 (10,343)	539	6,069	9,082	9,630 (252)	18,090 (255)	0	10,693	97,995
23	43,964 (10,140)	457	10,391	9,426	9,861 (347)	19,717 (844)	0	10,429	104,245

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の( )は内数で無料件数を表示

#### (3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	21 年 度	22 年 度	23 年 度
土地・課税台帳の閲覧	1,208	1,026	959
公図の閲覧及び複写	4,285	2,514	1,813

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度	22																																		
	区分																																			
市	収入より	青色専従者	完全給与額																																	
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円																																	
	控除	給与所得控除	最低	650,000円																																
			最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)																																
	所	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																																	
		医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額																																	
		社会保険料	支払った金額の全額																																	
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																																	
		得	生命保険料 (一般の生命保険料 個人年金保険料)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額																															
				(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円																															
(3) 40,000円を超え70,000円まで				支払保険料×1/4+17,500円																																
(4) 70,000円を超える場合				一律35,000円																																
地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円																																		
除		障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者、特別寡婦は300,000円)																																	
	一般扶養		330,000円 (同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)																																	
	特定・老人扶養		450,000円 (特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																																	
	同居老親等扶養	450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)																																		
	配偶者	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)																																		
	配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円																																		
民	個人	所得割	21年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額																																	
			均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)																																
	率	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%																																
				均等割	<table border="1"> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業員数</th> <th>均等割</th> </tr> <tr> <td>(1) 1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>(6) 1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 10億円超50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>(9) 50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>(10) 50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </table>	資本金等の額	従業員数	均等割	(1) 1千万円以下	50人以下	60,000円	(2) 1千万円以下	50人超	144,000円	(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	156,000円	(4) 1千万円超1億円以下	50人超	180,000円	(5) 1億円超10億円以下	50人以下	192,000円	(6) 1億円超10億円以下	50人超	480,000円	(7) 10億円超50億円以下	50人以下	492,000円	(8) 10億円超50億円以下	50人超	2,100,000円	(9) 50億円超	50人以下	492,000円	(10) 50億円超
		資本金等の額	従業員数	均等割																																
		(1) 1千万円以下	50人以下	60,000円																																
		(2) 1千万円以下	50人超	144,000円																																
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	156,000円																																
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	180,000円																																
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	192,000円																																
(6) 1億円超10億円以下		50人超	480,000円																																	
(7) 10億円超50億円以下		50人以下	492,000円																																	
(8) 10億円超50億円以下	50人超	2,100,000円																																		
(9) 50億円超	50人以下	492,000円																																		
(10) 50億円超	50人超	3,600,000円																																		
個人	均等割	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く																																	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%																																		
寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－5000円)×6%}+{(寄附金－5000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等……………(寄附金－5000円)×6%																																			
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]=調整額																																			
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)																																			
公的年金等に係る雑所得の金額																																				
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合																																				
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額																																		
130万円未満		(a)－70万円																																		
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円																																		
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円																																		
770万円以上		(a)×95%－155万5千円																																		
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																																				
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額																																		
330万円未満		(b)－120万円																																		
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円																																		
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円																																		
770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円																																		

税目	年度		22							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円			
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法				評価負担水準	負担率	
			70%超	評価額の70%まで引下げ				農地	90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き						
		60%未満	前年度の課税標準額+ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%							
		住宅地	評価負担水準	課税標準額算出方法				70～80	1.075	
			100%以上	本則課税となり引下げ						
	80%以上100%未満		前年度の課税標準額据え置き							
	80%未満	前年度の課税標準額+〈A〉×5% ・上限 〈A〉×80%				70 未満	1.10			
		$\langle A \rangle \dots$ 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額=評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額=評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額=評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)=前年度の課税標準額+評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)=前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額=評価額 6. 交付金=算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。								
		$*負担水準 = \frac{\text{平成21年度課税標準額}}{\text{平成22年度評価額} \times \text{特例}}$								
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 2. 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 イ 小型特殊自動車 四輪乗用(営) 5,500円 (自) 7,200円 四輪貨物(営) 3,000円 (自) 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円 農耕作業用自動車 1,600円 その他の小型特殊自動 4,700円 3. 二輪の小型自動車 4,000円								
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{3,298円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564円}{1,000本}$					
		平成22年10月から紙巻たばこ等	$\frac{4,618円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190円}{1,000本}$					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
特別土地保有税	平成15年度から課税停止									
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成22年度から全地区統一税率(波田地区を含む)			
	全地区	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	500,000円				
		支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	130,000円				
介護分		2.5%	6,300円	6,000円	100,000円					

税目	年度	23	
	区分		
市控除	収入より	青色専従者	完全給与額
	控除	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円
	給与所得控除	最低	650,000円
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)
	雑損	医療費	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額
		社会保険料	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額
	所得	小規模企業共済等掛金	支払った金額の全額
		生命保険料	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金
	控除	地震保険料	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
		障・寡・勤	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円
養	一般扶養	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者、特別寡婦は300,000円)	
	特定・老人扶養	330,000円 (同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)	
基	同居老親等扶養	450,000円 (特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)	
	配偶者	450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)	
税	配偶者特別	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)	
	基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円	
個人	所得割	22年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除	
	均等割	1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	
法人	均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)	
	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%	
均等割	均等割	資本金等の額 従業員数 ※平成23年度以降修了する事業年度から	
	均等割	(1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人超 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人超 400,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人超 3,000,000円	
寄附金控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	
	寄附金控除	※私募証券投資信託に係るものを除く	
所得割課税の調整措置	寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－5000円)×6%}+{(寄附金－5000円)×特例控除率}	
	所得割課税の調整措置	県共同募金会・日赤等……………(寄附金－5000円)×6%	
非課税限度額	所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]=調整額	
	非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)	
公的年金等に係る雑所得の金額	公的年金等に係る雑所得の金額		
	ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合	イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合	
公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	公的年金等の収入額(b)	雑所得の額
	130万円未満	(a)－70万円	330万円未満
130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 37万5千円	330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 37万5千円
410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 78万5千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 78万5千円
770万円以上	(a)×95%－155万5千円	770万円以上	(b)×95%－ 155万5千円

税目	年度		23					
	区分							
固定資産税	税率	1.4%						
	免税点	土地 30万円	家屋 20万円	償却資産	150万円			
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法		評価負担水準	負担率	
		商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ		農地	90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度の課税標準額据え置き			80～90	1.05
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%			70～80	1.075
		住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ		70未満	1.10	
			80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き				
	80%未満		前年度の課税標準額＋<A>×5%					
			・上限 評価額×60%					
		・上限 <A>×80%						
		<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率						
		1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6						
		2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3						
		3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3						
		4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%						
		土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率						
		5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額						
		6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。						
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円				
		50cc以下 1,000円	(自)	7,200円				
		90cc以下 1,200円	四輪貨物(営)	3,000円				
		125cc以下 1,600円	(自)	4,000円				
		ミニカー 2,500円	イ 小型特殊自動車					
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円				
ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円						
二輪	その他の小型特殊自動	4,700円						
三輪	3. 二輪の小型自動車	4,000円						
市たばこ税		紙巻たばこ等	$\frac{4,618円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190円}{1,000本}$			
	その他	返還に係る製造たばこについても同様						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止							
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円							
都市計画税	税率	0.2%						
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの						
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。						
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額		
	全地区	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円	平成22年度から 全地区統一税率 (波田地区を含む)	
		支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	140,000円		
		介護分	2.5%	6,300円	6,000円	120,000円		

税目	年度	24																																		
	区分																																			
市	収入より	青色専従者	完全給与額																																	
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円																																	
	控除	給与所得控除	最低	650,000円																																
			最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)																																
	税	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																																	
		医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額																																	
		社会保険料	支払った金額の全額																																	
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																																	
		所得	生命保険料 (一般の生命保険料 個人年金保険料)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額																															
				(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円																															
(3) 40,000円を超え70,000円まで				支払保険料×1/4+17,500円																																
(4) 70,000円を超える場合				一律35,000円																																
地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円																																		
除		障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者、特別寡婦は300,000円)																																	
	一般扶養		330,000円 (年齢16歳以上、同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)																																	
	特定・老人扶養		450,000円 (特定19歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																																	
	同居老親等扶養	450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)																																		
	配偶者	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)																																		
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円																																			
民	個人	所得割	23年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額																																	
			均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)																																
	率	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%																																
				均等割	<table border="1"> <tr> <td>資本金等の額</td> <td>従業員数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>(6) 1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 10億円超50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>(9) 50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>(10) 50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </table>	資本金等の額	従業員数		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	(9) 50億円超	50人以下	410,000円	(10) 50億円超
		資本金等の額	従業員数																																	
		(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円																																
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円																																
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円																																
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																
(6) 1億円超10億円以下		50人超	400,000円																																	
(7) 10億円超50億円以下		50人以下	410,000円																																	
(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																		
(9) 50億円超	50人以下	410,000円																																		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円																																		
配当	控除	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く																																	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%																																		
寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等……………(寄附金－2000円)×6%																																			
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)}－[総所得金額等－{(市県民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)]=調整額																																			
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)																																			
公的年金等に係る雑所得の金額																																				
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合																																				
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額																																		
130万円未満		(a)－70万円																																		
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円																																		
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円																																		
770万円以上		(a)×95%－155万5千円																																		
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																																				
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額																																		
330万円未満		(b)－120万円																																		
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円																																		
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円																																		
770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円																																		

税目	年度		24						
	区分								
固定資産税	税率	1.4%							
	免税点	土地 30万円	家屋 20万円	償却資産	150万円				
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			評価負担水準	負担率	
			70%超	評価額の70%まで引下げ			農地	90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度の課税標準額据え置き					
		60%未満	前年度の課税標準額+ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%						
		住宅地	評価負担水準	課税標準額算出方法			80～90	1.05	
			100%以上	本則課税となり引下げ			70～80	1.075	
	90%以上100%未満		前年度の課税標準額据え置き			70未満	1.10		
	90%未満	前年度の課税標準額+〈A〉×5% ・上限 〈A〉×90%							
$\langle A \rangle \dots$ 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額+評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{平成22年度課税標準額}}{\text{平成23年度評価額} \times \text{特例}}$									
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円					
		50cc以下 1,000円	(自)	7,200円					
		90cc以下 1,200円	四輪貨物(営)	3,000円					
		125cc以下 1,600円	(自)	4,000円					
		ミニカー 2,500円	イ 小型特殊自動車						
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円					
ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円							
二輪	その他の小型特殊自動	4,700円							
三輪	3. 二輪の小型自動車	4,000円							
市たばこ税		紙巻たばこ等	$\frac{4,618\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190\text{円}}{1,000\text{本}}$				
	その他	返還に係る製造たばこについても同様							
特別土地保有税		平成15年度から課税停止							
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円							
都市計画税	税率	0.2%							
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの							
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。							
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額			
	全地区	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円	平成22年度から 全地区統一税率 (波田地区を含む)		
		支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	140,000円			
		介護分	2.5%	6,300円	6,000円	120,000円			

## 市 税 概 要

平成24年10月

編 集 松 本 市 財 政 部  
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所  
松本市丸の内3番7号  
TEL 34-3000